

- ◎新潟県訓令第3号
- ◎新潟県教育委員会訓令第1号
- ◎新潟県警察本部訓令第7号

本 庁
地 域 機 関
教 育 庁 本 庁
教 育 庁 出 先 機 関
県 立 学 校
警 察 本 部
警 察 署

新潟県青少年総合対策本部設置規程（昭和39年3月新潟県訓令第4号、昭和39年3月新潟県教育長訓令第4号、昭和39年3月新潟県警察本部訓令第5号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角 英世
新潟県教育委員会教育長 太田 勇二
新潟県警察本部長 櫻井 美香

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表第2（第4条関係） 国際課長 県民生活課長 大学・私学振興課長 福祉保健総務課長 感染症対策・薬務課長 健康 づくり支援課長 生活衛生課長 障害福祉課長 こども家庭課長 しごと定住促進課長 雇用能力 開発課長 文化課長 経営普及課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校教育課長 生徒指導課長 生涯学習推進課長 保健体育課 長 <u>人身安全・少年課長</u>	別表第2（第4条関係） 国際課長 県民生活課長 大学・私学振興課長 福祉保健総務課長 感染症対策・薬務課長 健康 づくり支援課長 生活衛生課長 障害福祉課長 こども家庭課長 しごと定住促進課長 雇用能力 開発課長 文化課長 経営普及課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校教育課長 生徒指導課長 生涯学習推進課長 保健体育課 長 <u>少年課長</u>